

## 平成24年度第1回庄内町固定資産評価審査委員会調書

日 時 平成24年7月26日(木) 午前10時00分から午前10時45分まで

場 所 庄内町役場 第1会議室

出席者 固定資産評価審査委員会委員 齋藤 慎太郎  
固定資産評価審査委員会委員 佐藤 成彦  
固定資産評価審査委員会書記 樋渡 満  
説明員  
庄内町税務町民課長 佐藤 繁  
庄内町税務町民課資産税係長 檜山 猛  
庄内町税務町民課資産税係主任 石塚 菜穂子  
欠席者 固定資産評価審査委員会委員 遠藤 仁

### 1 開 会

檜山説明員 それでは、平成24年度第1回庄内町固定資産評価審査委員会を始めます。本日は遠藤委員が体調不良の為欠席ということで連絡を受けております。内容については審査申出がありませんでしたので、状況報告のみとなります。開会にあたりまして、齋藤委員長より挨拶をお願いします。

### 2 挨 拶

齋藤委員長 おはようございます。今年度審査申出はなかったということですが、最近爆弾低気圧等による災害も多くなってきております。税金に対する町民の目も厳しくなっていており、今後、審査申出の件数も高まってくるものと思われまます。この評価審査委員会は事務方の判断を公平にするために設置されているものであり、私も委員として任期いっぱい遂行したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

檜山説明員 ありがとうございます。続きまして、税務町民課長が挨拶いたします。

税務町民課長 おはようございます。今年の4月から担当になりました税務町民課長の佐藤と申します。今年度の全棟調査については、幸町、緑町、上朝丸の3部落について実施しております。この全棟調査は役場で把握している家屋の面積に相違がないか確認しているものであります。今年度の審査申出はありませんでしたが、申し出があった場合には、皆さん方のご意見をいただき対応していきたいと思っております。また、現状と登記の状況を確認し、誤りのないように適正な課税をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

### 3 報 告

(檜山説明員が添付資料の説明)

- 檜山説明員 何かご質問等はございますか。
- 齋藤委員長 5月17日に問い合わせがあった件は、余目町の時に唯一審査請求があったところと同じ会社でしょうか。
- 檜山説明員 同じ会社です。
- 佐藤委員 固定資産税に限らず、滞納の状況はどうなっていますか。払う方も大変な時代になっており、市町村でも税収確保が大変になってきていると思うが、本町の状況はいかがですか。
- 佐藤説明員 平成23年度課税分の収納率は98.4%でした。平成22年度は97.7%であり、0.7%上昇しています。また、平成23年度における滞納繰越分の収納率は17.7%でした。残った分については、翌年度へ繰越しとなるか、不能欠損の処理となります。近年、収納率は上ってきており、以前は県でワースト6位でしたが回復してきています。滞納者は常時変わり、1,000名以上おります。納税係の方で様々な手法により収納に励んでいるわけですが、対策としては、督促状、催告書、滞納処分という順序で行っています。支払能力のない方は徴収執行停止となり、3年で時効となります。滞納者の状況を調べた上で支払い能力のある方については各種財産を差し押さえたり、承諾を頂いてヤフーオークションに出品して換金し充当しています。一度に10～30点程ですが、数千万人が閲覧しており、手間をかけずに売ることができます。給与収入の方については雇用主から納めていただく特別徴収の方法があるわけですが、割合は74%となっており、県内35市町村では平成26年度に100%を目指して取り組んでいるところです。税金の納付方法としては口座振替が71%を占めています。コンビニ収納についても検討しておりますが、一番手軽なのは口座振替ではないかと思います。その他、納税貯蓄組合についても、清川、立谷沢地区で11組織あるわけですが、補助金を交付し協力いただいています。
- 佐藤委員 町有財産の遊休地の利用状況についてはいかがですか。
- 樋渡書記 基本的には売るという方向で進めています。表町、茶屋町などの利用価値が高いところは売れるようです。残っているところは利用価値が低かったり不整形であったりする土地です。遊休地については多いかというと、残っているものは少なくなってきました。例えば旧清川小学校については地元住民に無償で貸し、地域振興に活用してもらっています。合併して、公共施設が老朽化で取り壊しとなった時に、使い方をどうするか検討していかなければならないと思います。
- 齋藤委員長 爆弾低気圧などの災害で被害を受けたり、老朽化により倒壊の危険がある建物で所有者が不明なものもありますが、全棟調査の際にそのような建物を発見した場合はどのような措置をとっていますか。

檜山説明員 現在のところ全棟調査で発見したという事例はありません。発見した場合、所有者を調査し連絡することは可能です。行政区長をとおして町に相談があった場合は建設課都市計画係で対応しているようです。

樋渡書記 倒壊の危険があり、早急に取り壊しが必要な場合に、自治体に取り壊し、後日所有者に費用を請求できる条例を制定するところも増えています。ただし、中には費用を請求されても経済的に払えないという方もいるため、そうなったときに公金で負担するのはどうかという問題もあります。空家は全国で13%、本県で11%を占めており、全国的な問題です。将来的には国が対策を打つ時期が来るのではないのでしょうか。

佐藤委員 倒壊の危険があるところの寄付があった場合、対応はどうしていますか。  
樋渡書記 管理や経費の面を考えると寄付を受けるのは難しいです。

佐藤説明員 滞納があった場合、公費で取り壊して公売で売っても解体費用の方が高額なため、町にとって不利益となる事例が多いです。

樋渡書記 都会の方で田舎暮らしを求めている方に、空家と畑などの農地をセットで貸すなどの手法を検討していかなければならないのではと思います。

佐藤委員 倒壊のおそれのある建物は今後増えてくるのではないのでしょうか。

樋渡書記 爆弾低気圧の際にも結構ありましたが、周りの状況が通学路だったりした場合に危機管理的な政策判断が必要です。所有者が所在不明の場合もありますが、建設課の方から動いてもらい、当該者から更地にして頂いたものも結構あるようです。

#### 4 その他 (特になし)

#### 5 閉会

齋藤委員長 今後も職員におかれましては、窓口での明確な対応に努めて頂きたいと思います。これもちまして、平成24年度第1回固定資産評価審査委員会を閉会します。